

令和元年度建設業法講習会について

【CPDS学習プログラム認定講習会】

主催：中部地方整備局

三重県

建設業法の目的は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護並びに建設業の健全な発達の促進を図ることにより、その目的を達成するために、同法では、建設業の許可制度、技術者制度など建設業を営む者の資質の向上を図る規定や、建設工事の請負契約の適正化、経営事項審査制度の確立、建設業者に対する指導監督等に関する定めがなされています。

つきましては、建設業法に対する知識を深め適正な現場施工を理解していただくため、下記のとおり講習会を開催します。

●講習会内容

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ① 建設業法令遵守について | 【国土交通省中部地方整備局】 |
| ② 改正建設業法について | 【国土交通省中部地方整備局】 |
| ③ 生コン関係業者と建設業者の取引の適正化 | 【経済産業省製造産業局】 |
| ④ 技術者制度について | 【三重県県土整備部】 |
| ⑤ 社会保険制度について | 【三重県県土整備部】 |

※③については、伊勢庁舎でのみ聴講できます。

●対象者

建設業の許可を取得している方、今後取得予定の方及びその従業員の方（建設工事に関係する方であればどなたでも参加可能です）

●日時及び会場

日	時	会場	定員
令和元年 11月15日（金曜日）	13:30~16:30	三重県伊勢庁舎（4階401会議室） 三重県伊勢市勢田町628-2	80名
令和元年 11月22日（金曜日）	13:30~16:30	三重県四日市庁舎（6階大会議室） 三重県四日市市新正4-21-5	150名
令和元年 11月29日（金曜日）	13:30~16:30	三重県松阪庁舎（6階大会議室） 三重県松阪市高町138	80名

●申込方法

申し込み不要（先着順にて当日会場にて受付を行います。各会場の定員には十分な余裕を取っていますが、定員を上回った場合、受講をお断り又は他日程への変更をお願いする場合がありますので、予めご了承下さい。）

●その他

- ・ 本研修は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）の認定講習会です。
- ・ 受付は30分前から行います。
- ・ 駐車場のスペースに限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
- ・ 受講料は無料です。
- ・ 開催会場が例年と異なりますので注意してください。

●問い合わせ先

三重県県土整備部建設業課 建設業班 TEL 059-224-2660